

# Asian Breeze

No. **60**  
November  
2010

エイジアン・ブリーズ60号 平成22(2010)年11月発行 年3回発行

## 第20期 海外通信員 紹介

第1回テーマ「私はこう思う」—子育てと性別役割分担について—



ロシア  
飯塚 アンナ



アメリカ合衆国  
カリン・ツアウグ・ブラック



中国  
大浜 慶子



フィンランド  
小野寺 涼子



ボスニア・ヘルツェゴビナ  
ディヤナ・テプシック



アフガニスタン  
マディナ・カシミ



韓国  
리창엽  
李昌翼

いま、女性たちは……p. 1

### ワーク・ライフ・バランス～働く女性たちへのメッセージ

弁護士、在日米国大使夫人 スーザン・H・ルース

誌上セミナー……p. 2

裁判員制度とジェンダー (第3回)

特集……pp. 3-7

女性の政治参加促進に向けて議論—第3回日韓共同セミナー in 韓国(6/1)

中国・大連市婦女連合会との交流、いよいよ始動

KFAW第20期海外通信員がスタート!

「愛は束縛?」—デートDVの予防にむけて—



# いま、女性たちは

## ワーク・ライフ・バランス ～働く女性たちへのメッセージ



弁護士、駐日米国大使夫人  
スーザン・H・ルース

よく尋ねられる質問に、私のような米国の女性は仕事と家庭のバランスをどのようにとっているのか、というものがあります。

簡単に言ってしまうと、世界中の女性と同様に、米国の女性もこの難題と日々格闘している、ということになるでしょう。現在、米国の総労働人口の約半数を女性が占めており、そうした女性の多くは幼い子どもがいる母親でもあります。さらに、多くの米国の女性が、米国企業の重役などのリーダーシップを発揮できるポストを目指して懸命に働いています。企業の上層部にジェンダーの多様性が見られる場合、その企業の財務業績が良いことは、多くの研究で示されています。

長らく男性優位であった弁護士業界にあってさえ、女性はますます重要な戦力となってきています。今日の多くの米国のロー・スクールでは、入学生のおよそ半分は女性です。米商務省においても、数多くの女性外交官が活躍しており、これは非常に素晴らしいことだと思います。オバマ大統領は初の国際女性問題担当の大使を任命しています。また、言うまでもないのがクリントン国務長官です。長官は、米国の外交政策の立案に際して女性問題が考慮されるように尽力しています。

クリントン長官のリーダーシップに、きっと多くの少女や若い女性が触発されていることでしょう。これは、二人の幼い娘がいるワーキング・マザー、ミシェル・オバマ大統領夫人についても言えることです。こうした影響力をもつ地位にある女性を見ながら成長することは、あらゆる道が女性に開かれているという考えを広める上で役に立ちます。振り返りますと、私自身、母親の影響を受けました。私の母親は私が生まれたときに大学を中退したのですが、その後、大学に戻り、フルタイムで働きました。74歳の現在も仕事を持っています。母親からは、不可能なことなど何もない、そして、自分の今の取り組みを楽しみ、全力を尽くすことが大事である、と学びました。

だからといって、米国の女性にもはや障害はない、というわけではありません。女性が子育てをしながら生計を立てることは、やはり難しいことなのです。これは、雇用問題を専門とする女性弁護士である私が貢献してきたように思う分野です。米国には非常に厳しい法律があり、ジェンダーや家庭環境に基づくハラスメントや差別から労働者を守っています。労働者が一女性に限られません—子どもが生まれたときに休暇をとり、生まれた子どもや病気の子どもの世話をし、学校行事に出席し、さらに、病気の子どもの配偶者、もしくは親を世話する

ために自分の病気休暇を利用できるよう、数々の法律によって雇用が守られています。

オバマ大統領は、就任後、米国の労働者をさらに守る必要性を強調してきました。米国の労働者—男性も女性も両方で—がより良いワーク・ライフ・バランスを実現できるよう支援することも、大統領が取り組んでいる分野の一つです。

また、大統領は、自分の子どもたちの生活に深くかわりながら、子どもの世話をする父親として、素晴らしい手本にもなっています。そして、子育てでもっと積極的な役割を果たすよう、米国の父親たちに呼びかけています。今日の米国において、父親が子育てや家事で大きな役割を果たすことは珍しくありません。それどころか、父親が主要な役割を果たすケースも増えています。

仕事を持つと自分が理想とする母親にはなれない、と心配している女性がいるのであれば、「もっと自分を信じて」と伝えたいものです。働いて社会に貢献することで、子どもたちに良い模範を示すことになるのだ、とぜひ考えて下さい。私の場合、子どもたちにとって、私が仕事で成功することがいかに誇らしいことなのか、実感するまでに時間がかかりました。しかし、私が働いているということは、子どもたちは自分のことはどんどん自分でできるようにならなければいけないということであり、これは非常に貴重な教訓になると思います。また、女性や母親にも職場で平等の機会が与えられるべきだと学んでいることも明らかです。

非常に幸運なことに、私は家族の支えにより、仕事の面でもプライベートの面でも目標を遂げることができたのです。また、自分のキャリアを通じて、常に、家族に関する価値観が私と同じ人々と働けたことも、ラッキーでした。仕事の成功に向けた過程において、日本の女性もぜひ互いに支えあって下さい。この素晴らしい国で、私の残りの日々も、引き続きみなさんと女性問題に関する対話を続けていくことを楽しみにしています。

### スーザン・H・ルース Susan H. Roos

東京とカリフォルニア州サンフランシスコを行き来して生活している。サンフランシスコでは、雇用および労働法を専門とする総合法律事務所パートナーを務めている。労働問題専門の弁護士として、連邦・州の裁判所における不当解雇、セクシュアルハラスメント、雇用差別、企業秘密に関する訴訟での雇用者側の弁護活動に豊富な経験を持つ。ルース大使との間にローレンとデービッドの2人の子がいる。

## 裁判員制度とジェンダー 第3回（最終回）

### ～被告人の人権保障の視点～



日本弁護士連合会 男女共同  
参画推進本部事務局次長  
大谷 美紀子

#### 推定無罪の原則と裁判員制度

疑わしきは罰せず、すなわち何人も有罪と宣告されるまでは無罪と推定されるという推定無罪の原則は、近代刑事法の大原則とされ、世界人権宣言11条等により保障された刑事裁判に関する重要な人権の1つです。日本国憲法31条も推定無罪の原則を含むと説明されます。この推定無罪の原則に基づき、刑事裁判においては、裁判官が被告人に対し予断を抱くことがないよう、裁判の手續や証拠に関する規則が厳格に定められています。

このような刑事裁判に、職業裁判官ではない一般の国民が裁判員として参加することについては、被告人の人権保障の観点からの懸念もあります。法曹資格者は、法曹養成教育の中で憲法や刑事訴訟法を学び、推定無罪の原則を理解し、実践しているはずですが、しかし、一般市民は専門的な教育や研修・訓練を受けておらず、被疑者・被告人に対し、犯罪を犯したからこそ逮捕され起訴されているのだらうといった予断をもって裁判に臨んでしまうことがあるのではないかとこのように思います。実際、犯罪に関する報道の仕方を見ていると、よほど推定無罪の原則を強く意識し頭に叩き込んでおかない限り、容疑者・被疑者・被告人というだけで、事件の犯人であるに違いないという印象を抱いてしまいかねない危険があります。そのうえ、日本の刑事裁判における99%を超える有罪率については、国連の人権条約機関も繰り返し懸念を表明していますが、この極めて高い有罪率もまた、起訴されたということは有罪に違いないという思い込みを一般市民に与えることにつながっているように思います。

裁判員制度の実施にあたっては、被告人が有罪であるとの予断を排除するために、被告人の出廷の際の服装や被告人が刑務官の隣に座るといったこれまでのルールが見直されました。裁判員裁判の導入前は、事故防止のためという理由で、ネクタイやベルトの着用は許されず、ジャージ等を着用し、靴も逃走防止という理由で靴下にサンダル履きという服装で出廷することが一般的でした。また、被告人の腰縄手錠は、裁判中ははずされますが、被告人は、刑務官の横に座ることとなっていました。この扱いもまた、裁判員に対し、被告人が犯罪者であるとの予断を抱

かせることになるとして改善が求められ、裁判員裁判の場合には、被告人は法廷でネクタイを着用し、革靴を履き、弁護人の横に座ることが可能になりました。

#### 事件の背景事情とジェンダーの視点

日本の裁判員制度では、一般市民から選任された裁判員が裁判官と共に事実認定及び量刑の判断を行います。そのため、被告人の人権保障の観点からは、一般社会にあるジェンダーバイアスが事実認定や量刑に影響を及ぼす可能性についても注意が必要です。

例えば、次のような事件の裁判の裁判員になったことを想像してみてください。夫を殺害したとして殺人罪で起訴された被告人妻が、夫から暴力を受け続けていたとして正当防衛の主張をした場合。産後の鬱で子育ての不安を夫に訴え続けていたのに夫から労わりも子育てへの協力もなく、思い詰めて発作的に子どもを殺してしまった母親が殺人罪に問われている事件の場合。多額の借金を負わされ搾取されていた外国人女性が、逃げ出そうとしてスナックのママを殺してしまったという事件の場合。これらの事件では、女性に対する暴力や人身取引という人権侵害の問題や、母親は子どもが可愛いものだというステレオタイプ、家庭責任についての両性の平等の問題などが背景にあります。今、ここに挙げた例に限らず、事実認定や心神喪失、正当防衛の成否、情状酌量や量刑の判断において、犯罪の背景にある社会の中の差別構造や歪みなどに対する視点や感受性を養い磨くことが重要です。

#### 司法におけるジェンダーバイアス解消のために

無意識のうちに中立公正なものであると思っている法律の規定の仕方や解釈適用、運用の仕方、裁判制度の中に、実は、ジェンダーバイアスが潜んでいる可能性があるということに気付くことは、ジェンダー以外の差別や弱者に対する感受性を培うことにもなります。日本弁護士連合会においても、2007年に男女共同参画推進本部を設置し、日本弁護士連合会男女共同参画基本計画を採択しました。司法におけるジェンダー問題も基本計画の12項目の1つとして取り上げており、2010年3月には、初めて全国の弁護士を対象にジェンダーと弁護士実務をテーマに研修を実施するなど、取り組みを始めています。

# 女性の地域における政治参加促進に向けて議論 —第3回日韓共同セミナー in 韓国 (6/1)

今回のセミナーは、「韓日の女性の地域における政治参加の拡大方策」をテーマに、女性の政治参加を拡大させる多様な方策を公表する目的で開催されたものです。

韓国では、セミナー翌日の6月2日に地方選挙、日本では7月に参議院選挙が行われるという状況下で、テ

マとしても時宜を得たものでした。

午前の第1セッションでは、「韓日の女性の地域における政治参加」の事例と経験を中心に発表を行い、続く午後の第2セッションでは、「日韓の女性の地域における政治参加」の活性化方策に焦点をあて進行しました。

## 開催概要

午前	<p><b>第1セッション 韓日の女性の地域における政治参加：事例と経験</b> 座長 吉崎邦子 (財アジア女性交流・研究フォーラム 理事長)</p> <p>発表1 議会活動を通じて見た政策形成過程 キム・スックヒャン (金淑香 慶尚北道 道議員)</p> <p>発表2 市民レベルでの女性の政治参加促進について 松尾まゆみ (元・北九州ミズ21/委員会委員)</p> <p>討論者1 キム・ウィコン (金義坤 韓国国際政治学会 会長) 討論者2 チョ・ファソン (曹華聲 忠清南道女性政策開発院 多文化チーム長)</p> <p>総合討論</p>
午後	<p><b>第2セッション 日韓の女性の地域における政治参加：活性化方策</b> 座長 チョ・チョンナム (趙政男 現代民族学会 会長)</p> <p>発表1 日本の地方における女性政治参加の拡大方策について 湯浅壘道 (九州国際大学 副学長)</p> <p>発表2 地域における女性の政治参加の活性化方策： ネットワークの概念と国内外の事例を中心として ソ・ホンジュ (徐憲柱 忠清南道女性政策開発院 社会福祉チーム長)</p> <p>討論者1 オム・テッソク (嚴太錫 西原大学校 教授) 討論者2 ファン・チャンヨン (黃昌蓮 忠清南道女性政策開発院 女性人的資源チーム長)</p> <p>総合討論</p>



第1セッション出演者



第2セッション出演者

セミナーは、発表を行ったあと、討論者がそれに対するコメントおよび質問を行い、総合討論へと続き、会場の質問をはさんで、座長がまとめるという形式で行われました。

午前のセッションでは、ミズ21のような市民が行政に提言するという北九州市のシステムが、韓国では新鮮さと大きな関心を持って受け止められ、これに関する質問が目立ちました。また、午後のセッションでは、女性の政治参加拡大に大きな影響を果たす要素として、選挙制度とネットワークに焦点をあて討論が行われました。

午前、午後をとおして、熱心に討論に聞き入る韓国の聴衆の姿が、とても印象的でした。



忠清南道の代表的観光地 扶蘇山城の扶蘇山門

# 2010年度KFAW客員研究員および研究テーマ紹介

「日本の犯罪報道における女性  
—全国紙と地方紙の場合—」  
宮崎公立大学人文学部准教授 四方由美

本研究は、近年の日本の犯罪報道において女性がどのように描かれているかを検証し、ジェンダーの観点から問題提起を行う。



犯罪報道において女性は、被害者・被疑者いずれの場合も、容姿、セクシュアリティ、性的な事柄に関する経歴など事件内容に関係のない情報が伝えられる傾向にある。これは、プライバシーの侵害やそれに起因する報道被害といった従来の犯罪報道をめぐる問題に加え、ジェンダー・バイアスによる問題があることを表している。筆者は、報道する側が人権に配慮する傾向にある現在でも、女性の描かれ方については多くの問題が存在することを指摘してきた。

本研究では、過去5年間の新聞報道を中心に女性が登場する犯罪報道の内容分析を行い、その特徴と要因を考察するとともに、インターネットの普及や裁判員制度導入などの社会動向がこの問題とどのように関わっているかを考察し、犯罪報道における女性の描かれ方の問題を明らかにする。

「外国籍の親をもつ子どもの社会包摂  
—タイ人とフィリピン人の母子からみる福岡県の多文化共生—」  
明治学院大学国際学部准教授 齋藤百合子

本研究は多文化共生を3つの側面から検討する。第1に福岡県に在住するタイ人およびフィリピン人移住女性とその子どもの視点から、福岡県内における多文化共生を、移住女性のケイパビリティを促進しながら実現できるかを探る。第2にアジアの玄関口である立地条件や豊富な社会資源（行政やNPO/NGO、企業、国際機関など）に恵まれた福岡県において、フィリピン人とタイ人の移住女性との多文化共生を推進する際の課題を探る。第3にそのためにドイツでの地域における移民政策も参考にできる。上記の調査によって提起される課題を解決しながら多文化共生を実現するための比較を行う。



上記の目的を達成するために、調査研究教育手法質的調査やアンケート調査、聞き取り調査、ワークショップなどを実施する。

共同研究者

Pataya Ruankaew 研究者

和栗 百恵 福岡女子大学 准教授

## 中国・大連市婦女連合会との交流、いよいよ始動(6/30)

当財団は、アジアの女性の地位向上と連帯・発展を目指し、海外のジェンダー関連組織とのネットワーク化に積極的に取り組んでいます。

さる6月30日、当財団は、大連市婦女連合会（王<sup>ワン</sup> 玲杰<sup>リンジェ</sup> 主席）を訪問し、同連合会が運営する女性関連施設を見学するとともに、両団体の今後の交流拡大について協議を行いました。

今回の訪中は、昨年9月、北九州市と大連市・友好都市提携30周年を記念して、大連市婦女連合会一行約50名が、(財)アジア女性交流・研究フォーラムと北九州市男女共同参画センター“ムーブ”を訪問、交流会を行ったことを受けたものです。

大連市婦女連合会は、1946年に設立された団体です。女性の権利を守るとともに、男女平等を促進することを目的に、女性の教育、国政への政治参画、女性・子ども政

策への意見提出、女性・子どもに関する事業実施、海外女性および女性組織との友好交流などに取り組んでいます。

施設見学では、家政婦の職業訓練や派遣を行う大連市婦女連婦人サービスセンターを訪問。続いて行われた協議では、当財団から、双方の刊行物送付や寄稿を通じた情報交換、KFAW海外通信員への婦女連スタッフ就任を要請すると、王玲杰主席は、情報交換を通じアジア全体の問題について交流を推進したいと応じました。



大連市婦女連合会 王主席



大連市婦女連婦人サービスセンターにて

# KFAW第20期海外通信員がスタート!

## ～第1回テーマ「私はこう思う」—子育てと性別役割分担について—

(財)アジア女性交流・研究フォーラム(KFAW)では、アジア・太平洋諸国を中心とした海外との幅広いネットワークを形成するために、1991年から海外通信員制度を設けています。これまでの通信員は38カ国延べ252人となりました。

今期は、表紙で紹介したとおり7カ国の皆さんに通信員をお願いすることとなります。このネットワークを通して、各国から最新の情報をお伝えします。

今号の第1回目レポートで紹介するお2人はフィンランドの小野寺涼子さん、アメリカのカリン・ツァウグ・ブラックさんです。次号以降、アフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、中国、韓国、ロシアの方々のプロフィールとレポートを順次紹介していく予定ですので楽しみに。

小野寺涼子さん (フィンランド)

学生時代から高齢期の発達について関心を持ち、特に認知症高齢者の介護支援や学習過程について、生涯発達・認知心理学的立場から研究しています。

現在は、社会福祉や女性の社会進出の先進国であるフィンランドの大学院に留学し、地元の学生たちに日本語と文化を教えながら、フィンランドの高齢者福祉について研究を進めています。



### 私はこう思う—子育てと性別役割分担について—

小野寺 涼子 (フィンランド)

フィンランドでの留学生生活を開始してから気付いたのは、大学や町のあちこちでベビーカーを押す若い母親やカップルの姿だった。首都ヘルシンキで出会ったアメリカ人男性は、「この国は、ベビーブームなのかい?」と私に尋ねたが、外国人にとって印象深い風景の1つと言えるかもしれない。

実際にフィンランドの出生率は日本より高く(2009年度は1.94、日本は2008年度に1.37)、今年も過去40年間で最高率に至ると推定されている。出生率上昇の背景には充実した社会保障制度が挙げられるが、制度の成立にはこの国の歴史や男女間の役割・関係性が大きく影響しているようだ。

まずは育児支援に関する制度をざっと見てみよう。フィンランドでは、妊娠・出産費用は子どもの医療費同様、ほぼ無料である。妊婦には、現金140ユーロあるいは出産パック(äitiyspakkaus)が支給



子育ての強い味方が、スーパーで売られている乳児用液体ミルク

される。産休は、母親と父親のいずれも105日、育児休暇を158日取得でき、その間の賃金は一定率で社会保険庁(KELA)が保証する。父親も産後18日から30日間までの、父親手当が保証されている。

産後も働く母親にとっては、朝食付きで朝6時半から夕方5時まで子どもを預かるデイケアが便利である。専業主婦(夫)の場合は、母親が父親のどちらかが3年間の育児休暇をとることが可能であり、その間は前職と同

等のポジションを雇用者が保証するよう義務づけられている。また施設保育も家庭保育でも、育児手当が給付される。加えて、子どもが17歳になるまで月100ユーロ前後の育児給付金が交付され、小学校から大学までの教育費も基本的に無料である。

他にも、パートタイム労働者や学生、外国人カップルへの保障など、家族のかたちに応じた多様な支援が存在する。サービス充実の背景の1つとして、女性の労働力が伝統的に重視されてきた背景が挙げられるだろう。日本よりやや小さい国土に人口520万人のフィンランドでは、国力を維持する術として、女性が男性同様に働き、時には肉体労働にも従事してきた。男女間の分業体制の確立よりも、互いに支え補い合う関係が必要とされたと言えるかもしれない。現在もフィンランドは、女性の社会進出率が世界ランキングで上位3位であり(日本は91位)、87%の女性が結婚後もフルタイムで働く傾向にあるが、それは女性の労働力を必要とした文化や歴史を反映している。

その一方で、一筋縄ではいかない現状もあるようだ。地元の女性の友人たちに聞いた話では、現実的には男性よりも女性が産休を多くとり、家事や育児を担当する傾向にあるという。それは不況による雇用機会の減少や、「女性は子どものために家に居るべき」といった言説の流行などの影響である。整備された社会保障制度を持ちつつも、社会的規範や時代の影響を受けざるを得ない状況を知り、育児と役割分担の問題の難しさを思う昨今である。

その他のレポートはウェブサイトに掲載しています。

<http://www.kfaw.or.jp/about/20-report.html>

Karin Zaugg Blackさん (アメリカ合衆国)

1993年から1996年まで国際交流員(CIR)として神戸市役所の国際交流担当部局で働いていました。1995年の阪神淡路大震災の際には、日本のレスキュー隊とスイスの救助犬隊の通訳として救助活動に参加しました。現在はアメリカのシアトル市経済開発オフィスで働きながら、2児の子育てに奮闘中です。

今年11月に北九州で行われるKFAW主催の第21回アジア女性会議—北九州「世界の子育て—子ども・親・社会のカタチ」では、アメリカからパネリストとして来日予定です。



## キャリアと家庭のバランス

カリン・ツァウグ・ブラック (アメリカ)

私と夫のダンは、2005年に結婚しました。当時私は35歳、夫は36歳でした。私たちは家族を持ちたかったので結婚後すぐに子作りを開始しました。娘のデリアが2006年10月1日に誕生し、息子のサミュエルは2010年1月8日に生まれました。現在、夫婦共働きの4人家族の生活に慣れてきたところです。

私たちが家庭を持った時には私のキャリアは既に確立しており、私は現在シアトル市の経済開発オフィスの広報担当部長としての仕事を楽しんでいます。子どもができた後も仕事を続けたいと以前から思っていました。また、私の両親の家の近くに家を建てることにしました。その地区に住むのは今よりお金がかかるため、住宅ローン返済のために夫婦で稼がなくてはなりません。

私たち夫婦はそれぞれ育児休暇の取得ができたので恵まれていると思います。ダンも2人の子どもの生まれた時には勤務先であるマイクロソフトから1カ月の有給育児休暇と数週間の有給休暇を取ることができました。シアトル市の基準では産休は12カ月間取れるのですが、あいにく給与は支給されません。しかし、従業員は疾病休暇と長期休暇を使ったり同僚の疾病休暇を分けてもらったりしています。私の場合は結局ほとんど有給で育児休暇を取得でき、上司と交渉して2人の子どものためにそれぞれ4カ月の休暇をもらうことができました。

アメリカでは父親と母親の両方に育児休暇を取らせる企業や団体が増えていますが、休暇中も給与が支払われる場合がほとんどです。雇用側が働く母親を支援するもう一つの策として搾乳室を設置して、母親が仕事でもそこで母乳を搾れるようにすることがあげられます。シアトル市役所には数カ所こういった搾乳室が設けてあり、私も子どものためにそのプライベートな部屋でお乳を搾って持ち帰ります。働く母親としては大変助かります。

子育てのための役割分担にはバランスが必要で、全ての夫婦が行うべき事だと思います。夫と私は子育てに関して固く結束しており、仕事やそれ以外の活動においてどのようにしてお互いをサポートし合うかを話し合っています。たとえば、娘のデリアが生まれる前に夫婦で母乳教室に参加しました。そこでは赤ちゃんを母乳で育てるために私がすべきことだけではなく、母親の摂るべき食べ物や母乳を飲ませた後のゲップのさせ方など、夫ができることについても学びました。また、私が母乳で育てておりますので、夫は料理や洗濯などの家事を分担してサポートします。今では、私がサムの手を助けている間に夫もデリアと遊んだり世話をしたりして、以前より大きな役割をこなしてくれ

ます。

夫がフルタイムで勤務する一方、私は育児休暇中ですから、育児の7割を私が、3割を夫が担当しています。デリアは週に5日間昼間は幼稚園に行っています。私が5月に常勤の仕事に復帰する時には、息子のサミュエルには家で子守をつけるか、デイケア施設に預けるか、いずれかの方法で誰かに世話をしてもらうことになります。乳児を預ける施設を見つけるのは難しく、また費用も高額です。私たちの場合は幸運なことに雇用主が柔軟に対応してくれるので、サミュエルが少し大きくなってデイケア施設の年長クラスに入るまでは週に1日は世話をしながら自宅で仕事をすることができます。夫婦共に働くようになれば、朝、夕、週末の子育て時間をもっと均等に分担できるでしょう。

子ども達にとってより良い親になるために、時には子育てを休むことも大切だと私たちは考えています。たとえば、夫が仕事で遅くなったり、バスケットボールをしたり、友達に会ったりする時には私が2人の子どもの面倒をみます。私がボランティア活動、マッサージに行く、職場の行事に出席するなど出かける時には夫が2人の世話をします。また、時々夫婦2人で「夜デート」に出かけることにしていますが、その時は両親やベビーシッターに子どもを預けて夫婦2人だけの時間を楽しみます。

夫婦2人の仕事、家族をバランス良く保っていくのは大変で、柔軟性や夫婦のコミュニケーションが必要ですが、家族全員のために非常に大切に価値あることだと思います。

## 第21回アジア女性会議—北九州

「世界の子育て—子ども・親・社会のカタチ」

今年度も、11月13日(土)～14日(日)にかけて、北九州市立男女共同参画センター(ムーブ)にて「世界の子育て—子ども・親・社会のカタチ」をテーマにアジア女性会議—北九州が開催されます。

11月13日のパネルディスカッションのゲストは、女優の早見優さんです。海外での出産や育児の経験からパネリストとして参加してもらいます。



# 「愛は束縛」？ ―デートDVの予防にむけて―

(財)アジア女性交流・研究フォーラム 主席研究員 篠崎 正美

皆さんは、デートDVということばをご存知でしょうか。最近、ドメスティック・バイオレンス（夫婦や元夫婦・内縁関係の男女間の暴力、以下DV）とならんで、未婚の親密な間柄の男女間でふるわれる暴力、いわゆるデートDVの問題が注目されています。

DVについては、「DV防止法」が制定されて10年が過ぎようとしており、さまざまな事件がメディアによって報じられてきたこともあって、重大な人権侵害行為であり犯罪となりうる行為であることを、多くの人が知るようになりました。

これに比べると、デートDVの言葉は、まだそれほど浸透しているとは言えません。しかし、DVとデートDVとは、親密な間柄の男女間で振られる、本質的に同じ暴力なのです。殴る、蹴る、精神的な脅迫、性的行為の強制などのほか、行動の束縛、恋人の携帯メールのチェック、異性のアドレスを一方向的に消去するなど、対等で尊重しあう関係とはほど遠いものです。相手を支配し、コントロールする行為以外の何ものでもありません。

異性との交際が始まる若年層において、これらの行為が愛情の表現などではなく、DVであることを教育・啓発することは、大変重要です。若い人びとが、DVの加害者にも被害者にもならず、健やかで幸せな親密な関係を築いていくことができるのです。このことは、DVの予防にも役立つと言えます。また、望まない妊娠や結婚の防止という点からは、児童虐待の抑止にもつながるでしょう。

(財)アジア女性交流・研究フォーラムでは、こうした点を踏まえ、平成21年度から、デートDV予防教育を、学校や地域で実践できる人材養成のためのプログラム開発の研究に取り組んできました。また、これに関連して北九州市からの委託を受け、学校現場での「デートDVの予防啓発に関するニーズ調査」を実施しました。

この「ニーズ調査」では、たいへん興味深く、重要な結果を得ることが出来ました。

2種類の調査を行いました。まず、市内の中学校から大学まで全ての学校の、人権教育、養護、保健、生徒指導、男女平等教育などを担当している先生方に、調査票による実態調査をお願いしました。つづいて、この調査票を通じて呼びかけ、賛同していただいた先生方計10人に、デートDV予防教育のニーズについて、生徒さんの実態を踏まえてのグループインタビューを実施しました。調査票調査の結果の一部を紹介しますと、

- ①先生方自身が、DVそのものやデートDVについて、その内容や発生原因、当事者や子どもへの影響を正しく知る必要があるという客観的ニーズ。
- ②男女交際やデートDVの実態はごく一部の事例でしか把握されていない（先生方は男女交際や性的行動が

早まっている傾向は認知しておられる）。

- ③デートDVの予防教育には、47%の回答者が、「必要があればいつからでも」と回答。
- ④予防啓発に際し、教職員の研修の必要については、62%が「必要」と回答。
- ⑤自校での予防啓発教育の必要性については、50%が「必要」と回答。
- ⑥しかし、自校での実施可能性を問うと、43%が「必要」と回答し必要性より少ない。

以上の④～⑥については、高校からの回答だけを取り上げると、それぞれ10ポイントから30ポイント高く、高校でのニーズは相当に大きい事がわかります。

グループインタビューからは、「デートDVの被害の実態があるがそれを認識していないために苦しんだり」「進路を大きく歪めてしまう（家出や退学など）」例も示されました。また、Information and Communication Technology（情報通信技術）時代の負の部分として、交際における「携帯電話やネットによるトラブル」が拡大傾向にあることが注目されますし、親のDVを見聞きしての誤学習の深刻さも提起されています。これらに対して、一部の熱心な先生方の取り組みを除けば、学校での組織としての教育的対応はほとんどないのが現実です。きちんとした理論的基礎に立った予防教育の早い導入が求められます。

このほど、内閣府では、若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材を作成しましたが、当財団においても、これらを活用しつつ、地域における予防教育の実践者（ファシリテーター）養成のためのプログラム作成に取り組んでいるところです。

(写真はそのための、モデル授業を実施しているところ)



福岡県立小倉西高校 モデル授業(北九州市)



福岡県立若松商業高校 モデル授業(北九州市)